

# みえ食の“人財”育成プラットフォーム規約

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 本プラットフォームは、みえ食の“人財”育成プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第2条 プラットフォームは、みえの食のすばらしさや魅力が理解され、食関連産業の新たな価値創出を担う人材の育成を進め、食関連産業で活躍したいと思う若者や子ども達を増やすとともに、食関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

その結果、多くの県民のみなさんが「みえの食」を誇りに思うとともに、「みえの食」が国内外から高い評価を得ることによって、食関連産業が三重県経済を牽引する主要な産業のひとつとなることをめざすものとする。

### (事 業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会
- (2) 交流会（サロン）
- (3) 表彰
- (4) 食イベント
- (5) インターンシップ
- (6) 情報発信
- (7) 販路開拓支援
- (8) その他目的達成に必要な事業

### (資 金)

第4条 前条の事業を実施するために会費、負担金、補助金、寄附金、その他収入金を充てる。

- 2 会費は、会員が年一回支払う資金をいう。
- 3 負担金は、プラットフォームが実施する事業に参加するために、会費以外でプラットフォームから求められて負担する資金をいう。
- 4 補助金は、国及び県からの補助金等をいう。
- 5 寄附金は、プラットフォームの趣旨に賛同する者からの資金をいう。

### 第3章 会員

#### (構成)

第5条 プラットフォームの会員は、プラットフォームの目的に賛同して入会した食に関する事業者、各種団体、教育機関及び学生等とする。

#### (入会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を提出するものとする。

#### (会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

#### (退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

#### (会費等の不返還)

第9条 既に納入した会費及びその他の金品は、返還しない。

#### (負担金の返還の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、政情不安、経済危機、疾病発生その他やむを得ない事情により事業の実施が困難と認められる場合においては、当該事業に支出した負担金のうち、既に支出した金額を除いた残額を上限として、その負担金の一部を当該会員に返還することができる。

### 第4章 役員

#### (役員の種類及び選任)

第11条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 役員は会員の中から総会において選任する。

3 理事長、副理事長及び監事は、役員相互による。

(職務)

第12条 理事長は、プラットフォームを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事長及び副理事長とともにプラットフォームの事業の推進運営にあたる。

4 監事は、プラットフォーム会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は、就任した年度の翌々年度の最初の通常総会までとする。但し、役員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。

2 理事長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 理事長は、前2項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

## 第5章 会議

(会議)

第14条 プラットフォームの会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、理事長が招集する。

3 総会及び役員会は、構成員（学生を除く）の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者（学生を除く）の過半数（学生を除く）によりこれを決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 総会及び役員会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

5 総会は年1回招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

6 理事長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(総会に付議すべき事項)

第15条 次に掲げる事項は総会に付議する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の変更

(4) その他理事長が必要と認める事項

(役員会に付議すべき事項)

第16条 次に掲げる事項は役員会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認に関する事案
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事案
- (3) 規約の変更に関する事案
- (4) その他の重要事項

(書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会又は役員会に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第14条第3項の規定の適用については、その会員又は役員は出席したものとみなす。

(役員会の決議の省略)

第18条 役員会の決議の目的である事項について、役員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、可決する旨の決議があったものとする。

(部会)

第19条 プラットフォームの運営を円滑に行うため、必要に応じ、プラットフォームの下に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問及びアドバイザーの設置)

第20条 プラットフォームは、第3条各号に掲げる事業を行うため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問は、特定の重要な事項について相談にあずかり助言を与える。

3 アドバイザーは、プラットフォーム全般について、相談にあずかり助言を与える。

4 顧問及びアドバイザーは、人材育成に関し専門的な知見を有する者、学識経験を有する者又は法人若しくは団体のうちから理事長が委嘱する。

5 顧問及びアドバイザーは、プラットフォームの会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第6章 会計

### (会計年度)

第21条 プラットフォームの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (事業計画及び予算)

第22条 プラットフォームの事業計画及び収支予算は、総会において承認を得なければならない。

### (事業報告及び決算)

第23条 プラットフォームの事業報告及び収支決算は、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

### (事務局)

第24条 プラットフォームに事務局を置き、プラットフォームの事務の調整、会計事務にあたる。

- 2 事務局は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に置く。
- 3 事務局長は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務及び事業執行を総括する。
- 5 プラットフォームの会計事務の処理については、別に定める。

### (専決事項)

第25条 理事長は、プラットフォームの収支予算が補助金及び会員の負担金の増減等により変更が生じる場合には、第21条の規定にかかわらず当該変更について専決できるものとする。

- 2 理事長は、総会終了後から次年度の総会までの間、事業の執行並びに経費の収入及び支出について専決できるものとする。
- 3 理事長は、前項により次年度の4月1日から次年度の総会までの間に専決を行ったときは、総会において報告しなくてはならない。

## 第7章 解散および合併

### (解散)

第26条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

(4) 合併

2 前項第 1 号の自由により解散するときは、構成員（学生を除く）の 5 分の 3 以上の決議を経なければならない。

3 プラットフォームが解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で協議の上処理する。

(合併)

第 27 条 この団体が合併しようとするときは、構成員（学生を除く）の 5 分 3 以上の議決を経なければならない。

(その他)

第 28 条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

2 プラットフォームの設立当初の役員の任期は、設立の日から令和 4 年度の最初の通常総会までとする。

3 プラットフォームの設立当初の会計年度は、設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4 プラットフォームの設立当初の事業計画及び予算は、設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。